

名古屋市道路反射鏡設置基準

平成26年9月1日

(定義)

道路反射鏡とは、道路の付属物として、道路の視距あるいは交差点部における見通し距離が不足している場所等で、他の車両等を確認し、公共の交通の安全と円滑を補助するための鏡をいう。

(設置場所)

名古屋市が管理する道路屈曲部または交差点部で、次に掲げる設置基準を満たし、設置により沿道状況に影響を及ぼさない箇所に、道路反射鏡を設置できるものとする。ただし、信号機（一灯点滅式を除く）で整理された箇所には設置しないものとする。

(設置の基準)

道路反射鏡の設置にあたっては、見通しの悪い場所の道路状況、交通状況を把握したうえで設置の必要性を検討し、適切な設置となるよう十分留意しなければならない。

- (1) 道路形状に起因して見通しが悪い箇所。
例) 屈曲部、曲率半径の小さな道路湾曲部 等。
- (2) 交差点形状に起因して見通しが悪い箇所で、現状道路において『停止線、止まれ』の標示があるにもかかわらず、事故の発生が危惧される箇所。ただし、T字交差点においては『停止線、止まれ』の標示を要さない。
例) 隅切りのない交差点、歩道がない交差点、鋭角に交差する交差点、交差道路がカーブ・屈曲している交差点、交差道路の縦断勾配に変化がある交差点 等。

(留意事項)

設置にあたっては下記の道路反射鏡の特性に十分注意して対応する必要がある。

【道路反射鏡の特性】

- ・ 鏡なので左右が逆に映る。よって交差道路のこちら側にいる相手を、対側にいると思いつく危険がある。
- ・ 凸面鏡であるため、通常の鏡よりも対象物が小さく映る。そのため距離感や速度感を錯覚しやすい。また、歩行者や自転車を見落とす恐れがある。
- ・ 道路反射鏡には死角がある。歩行者や自転車は死角に隠れてしまいやすい。